

女性活躍推進法に基づき、男女の賃金の差異に関する情報を公表します。

区分	男女の賃金の差異
全労働者	82.4%
正社員	83.9%
有期社員	66.6%

< 付記事項 >

- ・対象期間：2021年9月1日 ~ 2022年8月31日
- ・有期社員：嘱託社員、契約社員が該当
- ・賃金：通勤交通費を除く。